

# 蕪崎市教育大綱

## (第3期)



令和5年3月  
蕪崎市・蕪崎市教育委員会

# <1. 韮崎市教育大綱について>

## (1)大綱策定の趣旨

本市では、第7次総合計画の策定にあわせ、2019年度(令和元年度)を初年度とした4年間に期間とする「教育大綱(第2期)」を策定し、「心身ともに健やかに自ら学び明日に夢を抱き郷土を愛する心豊かなひとづくり」を基本理念としたさまざまな教育の施策を計画的に推進してきました。

このような中、人口減少、少子高齢化や高度情報化やグローバル化、さらには、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化など教育行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、地方創生、デジタル化の推進、加えて働き方改革に始まる制度改革等、さまざまな状況の変化を受け、教育行政が抱える課題もより多様化してきたといえます。

国は新たに、2023年度から2027年度を期間とする第4期教育振興基本計画を策定し、今後の教育政策に関する基本的な方針として、 1 グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 2 誰一人取り残さず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 3 地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 4 教育デジタルトランスフォーメーション(DX)※の推進 5 計画の実効性確保のための基盤整備・対話 との5項目を示したところであります。

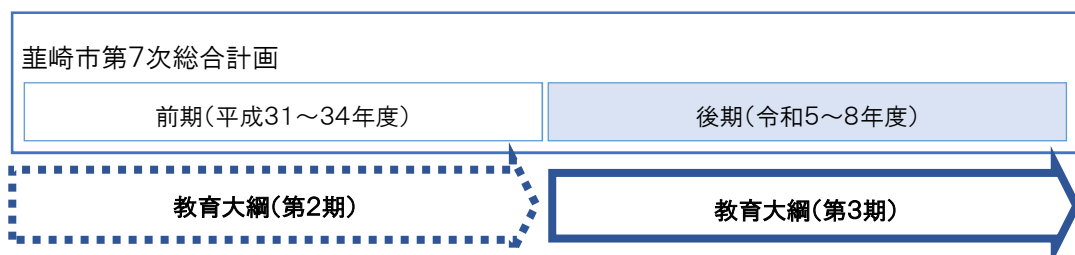
本年度(令和4年度)、本市のまちづくりの根幹となる最上位計画であり、総合的かつ計画的なまちづくりの指針である「韮崎市第7次総合計画後期基本計画」(以下「総合計画」という。)を策定しました。この「総合計画」は、「すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にらさき ～ チーム韮崎で 活力ある まちづくり ～」を、韮崎市の将来像としています。

本市においては、国の第4期教育振興基本計画並びに県の教育大綱(教育振興基本計画)を参酌し、この「総合計画」の将来像を見据え、SDGs(持続可能な開発目標)の理念に沿ったまちづくりの視点に配慮するとともに教育行政の現状の課題を踏まえた新たな教育の指針として、「韮崎市教育大綱(第3期)」(以下「教育大綱(第3期)」という。)を策定しました。

## (2)大綱の期間

この「教育大綱(第3期)」の対象期間は、「総合計画」の計画期間に副うものとし、「基本計画」後期に合わせて令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

また、効果的な教育行政の推進のためにこの「教育大綱(第3期)」を変更しようとするときは、総合教育会議において協議することとします。



※デジタル化でサービスや業務、組織を変革することを指し、例えば教育データに基づく教育内容の重点化と教育リソースの配分の最適化が該当する。

## <2. 教育大綱の基本理念>

---

### 基本理念

心身ともに健やかに 自ら学び 明日に夢を抱き  
郷土を愛する 心豊かなひとづくり

教育はひとづくりであり、ひとづくりはまちづくりの礎です。

誰もが、心身ともに健康で、自らの意志で学び、己の可能性や夢、生きがいを見い出す力を育む教育、そして、豊かな自然と古の人々が紡いだ歴史と文化に育まれたふるさとにらさきを愛する、心豊かなひとづくりをめざします。

### 目 標

- 1 夢を持ち、明日を担う人材を育む教育
- 2 生きがいを持ち、明るく健やかな暮らしにつながる教育

## <3. 基本方針>

---

本市では、教育大綱の基本理念の下、3つの基本方針により、教育行政を計画的に推進していきます。

### 基本方針 1

やさしさと思いやりを育み、楽しく学ぶことができる教育の充実

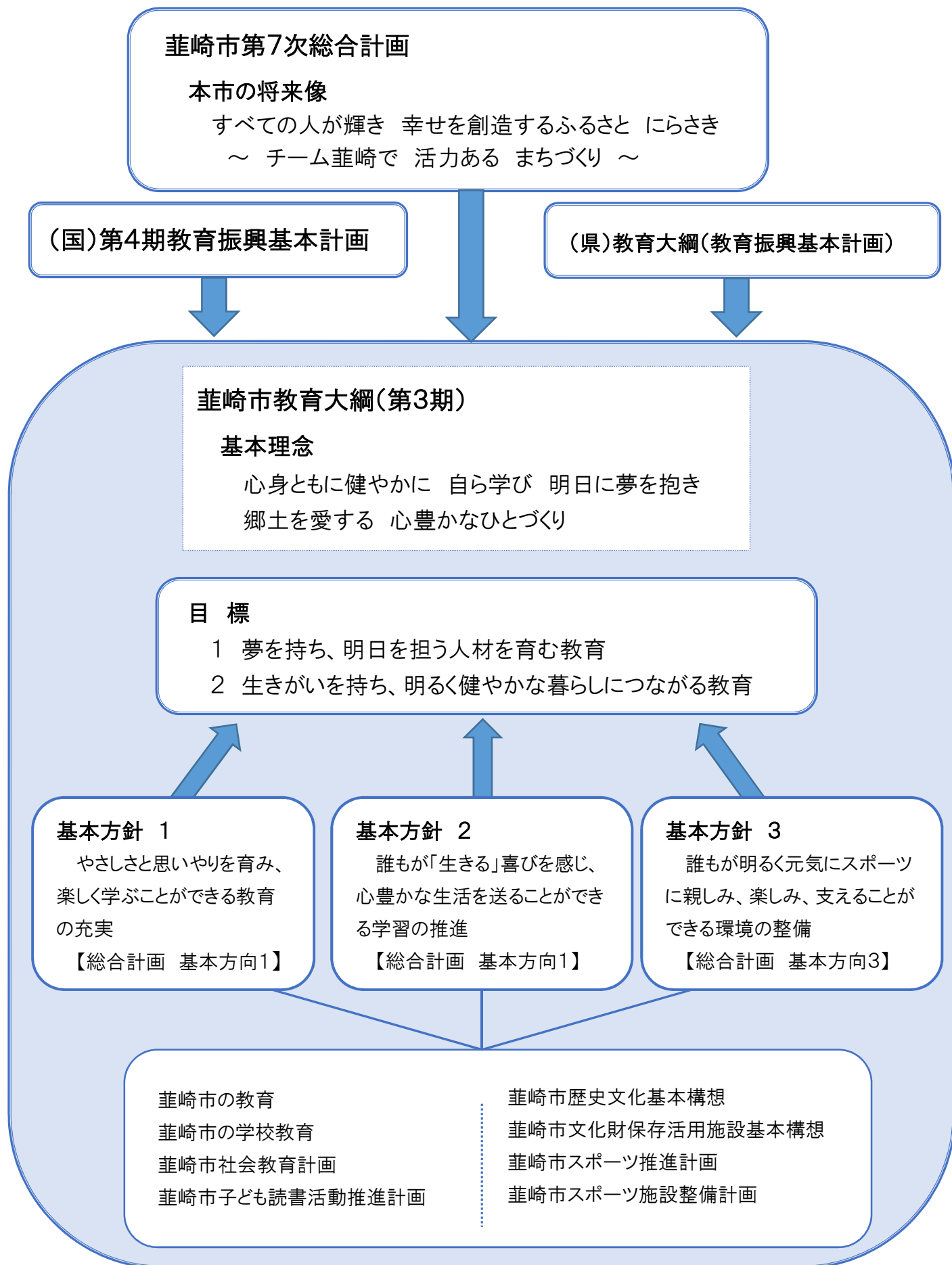
### 基本方針 2

誰もが「生きる」喜びを感じ、心豊かな生活を送ることができる学習の推進

### 基本方針 3

誰もが明るく元気にスポーツに親しみ、楽しみ、支えることができる環境の整備

## <4. 推進体系>



## <5. 重点施策>

### 基本方針 1

#### やさしさと思いやりを育み、楽しく学ぶことができる教育の充実

##### (1) 将来につながる「生きる力」を育む教育の推進

「何のために学ぶのか」という学習の意義を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの実現による確かな学力の育成、自らを律しつつ協調性を持ち、いじめを許さない人を思いやる豊かな心の育成、自ら運動を実践し心身の健康を保持できる健やかな体の育成に努めます。

##### (2) 夢と希望を持ち、楽しく学ぶことができる教育環境の整備

グローバル社会を見据え、教育内容の充実を図り、先進的に取り組んでいる英語教育を更に推進するとともに、理科教育分野の充実を図ります。

また、情報活用能力のためのICT環境整備の推進と、安心・安全で快適に学ぶことができる学習環境の整備に努めます。

##### (3) 幼児期からの一貫した教育支援体制の整備

幼稚園や保育園等から小学校、中学校へ円滑につないでいけるよう、家庭や関係機関等と連携を図ります。

##### (4) 学校・家庭・地域の連携による教育力の向上

学校と家庭、地域が連携し、地域全体で子どもたちの成長を支え、共に地域活動を進めながら、学校内外を通じた子どもたちの生活の充実と地域の活性化に繋がります。

また、まちの歴史や文化にふれる学習や環境学習、様々な体験学習、食育の取り組みなど、地域に密着した教育を推進し、郷土愛の醸成に努めます。

##### (5) 多様性を尊重した教育機会の保障

様々な障害、特性や個別のニーズに応じるために、教育支援体制を整備して特別支援教育を推進します。

また、不登校の子どもたち支援、教育機会の確保といった指導体制や環境づくりに努めます。

##### (6) キャリア教育の推進

家庭、地域、企業等と連携しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な力を育み、地域を支える人材育成に努めます。

##### (7) 学校における働き方改革の推進

教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うために、学校の働き方改革の推進に努めます。

## 基本方針 2

### 誰もが「生きる」喜びを感じ、心豊かな生活を送ることができる学習の推進

#### (1) 市民のニーズに応じた学習の機会の提供

人生100年時代を見据え、子どもから高齢者までの全ての世代が求める、多種多様な生涯学習のニーズに応えるため、武田の里ライフカレッジや中央公民館での市民講座等の充実と、だれでも気軽に利用することができる図書館として、その機能の充実を図るなど、DX(デジタルトランスフォーメーション)の活用を含め、学習する機会のさらなる拡充に努めます。

#### (2) 生涯にわたる文化芸術活動の環境づくり

文化芸術活動の支援として、活動発表の場である生涯学習フェスタの充実を図り、学習意欲の向上に努めるとともに、活動グループや人材の育成を推進します。

また、生涯学習施設等の改修、整備を計画的に進めることにより、継続的な学習環境の整備を行います。

#### (3) 芸術文化鑑賞の機会の充実

葦崎文化ホールでの公演や葦崎大村美術館の企画展、また、幸福の小径へ連なる まちなか美術館の充実を図るとともに、子ども、若者から高齢者、障がいの有無に関わらず、市民の幅広い世代が、本物と触れ合う多様な芸術文化鑑賞の機会を拡充します。

#### (4) 歴史文化資源の継承と保護活動の推進

市民とともに育んできた歴史・文化の継承及び保護活動の推進を図り、次世代につなげる土壌づくりを進めます。

#### (5) 地域の歴史的魅力や特色の情報発信

地域の文化財の保護(保存・活用)を推進するため、歴史再発見ウォーク、遺跡見学会、企画展等の情報発信の機会の拡充に努めます。

ふるさと偉人資料館の充実を図るとともに、民俗資料館の展示機能と新府城のガイダンス機能等を備えた文化財保存活用施設の整備を推進します。

また、大村家住宅周辺に茶室の移築をおこない、一帯を文化芸術の里としての発信に努めます。

#### (6) 歴史文化を尊重したストーリーに基づく文化財の保存活用

日本遺産認定に関わる縄文の文化財群の活用として、その背景にある地域の歴史的魅力や特色を通じたストーリーにより、地域の活性化に努めます。

## 基本方針 3

### 誰もが明るく元気にスポーツに親しみ、楽しみ、支えることができる環境の整備

#### (1) 「だれでも、いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむ機会の提供

子どもから高齢者、障がいの有無に関わらず、市民の幅広い世代が、各々のライフスタイルや興味、関心等に応じたスポーツに親しむ機会の創出と、生涯にわたり楽しみ関わるができる環境づくりに努めます。

#### (2) 施設の充実や効果的な管理・運営体制の構築

韮崎市スポーツ施設整備計画に基づき、老朽化の進む体育施設の整備を順次進めるとともに、その運営方法についても効率的、効果的な方法を検討します。

#### (3) スポーツを通じた市民の健康増進と地域の活性化

「ウェルネスの実現」をキーワードに、スポーツを通じて、市民が心身ともに健健康で活力あるまちづくりを推進するとともに、既存施設や市営新体育館を拠点としたスポーツイベントの開催や誘致によるスポーツ交流人口の拡大、賑わいの創出に努めます。

#### (4) 適切な部活動体制の推進

中学校における休日部活動の段階的な地域移行に向けた諸課題への対応策を整理・検討し、国・県との連携、地域の関係団体、生徒、保護者等と協働のもと、適切な体制の整備を図り、取組みを推進します。